



自治労連  
新聞



全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第52号  
発行日：令和5年11月6日  
自治労連教宣部発行

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

## 令和5年8月7日 人事院より

# 給与・勤務時間について勧告が出されました

令和5年8月7日に人事院より、国家公務員の給与及び勤務時間について勧告が出されました。本紙では、今回の勧告の概要と、勧告に対する最新の動向をお伝えします。

### 給与に関する勧告

#### ～月例給、期末・勤勉手当引上げ及び在宅勤務等手当の新設～

【月例給】 民間給与との較差(3,869円)を解消するため、以下のとおり改定

・初任給を次のとおり引上げ

高卒：約8%(12,000円) 大卒：約6%(11,000円)

・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定

(平均改定率：全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%])

【ボーナス】 民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

【在宅勤務等手当の新設】

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

(手当の概要)

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額3,000円
- ・令和6年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

【非常勤職員の給与】

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加、指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

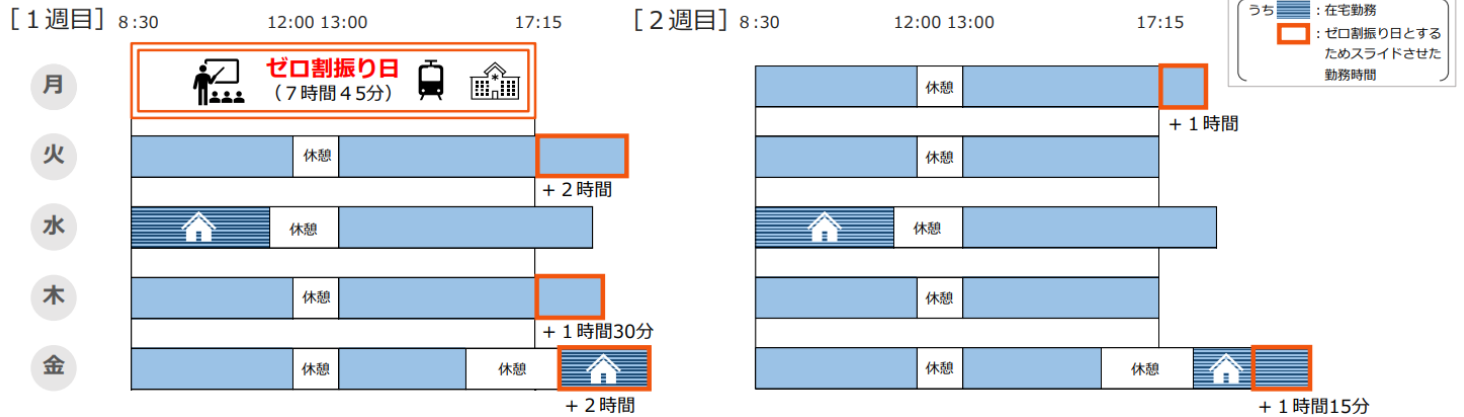
# 勤務時間に関する勧告

## ～フレックスタイム制の活用～

### 【概要】

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大) 【施行日:令和7年4月1日】

### ― 活用イメージ ― 例: 1週目の月曜日を勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)とする



※画像は人事院ホームページ 令和5年人事院勧告資料「本年の勤務時間に関する勧告のポイント」より抜粋  
(URL: [https://www.jinji.go.jp/kankoku/r5/pdf/14\\_kinmujikan\\_point.pdf](https://www.jinji.go.jp/kankoku/r5/pdf/14_kinmujikan_point.pdf))

## 本年の人事院勧告どおりに実施する方針で閣議決定

政府は、10月20日、本年の人事院勧告を勧告どおり実施する方針を決定し、閣議で「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を決定するとともに、給与法改正法案と併せて勤務時間法改正法案を今臨時国会に提出することとなりました。

今後は、国会段階の法案を巡る取組に移ることとなることから、公務員連絡会では、国会対策を強化していくこととしています。

## 自治労連ホームページに

## 加盟単組の紹介ページを掲載しました！

自治労連ホームページに、自治労連の仲間たち(加盟単組)の紹介ページを新たに掲載しました！

右のURLまたはQRコードからアクセスして、ぜひご覧ください！



### 『単組紹介』 熊本県 荒尾市役所新職員組合



【令和5年度役員】  
この数年は、新型コロナウイルスの影響により、満足な組合活動ができなかった状況が続いてきましたが、今年度からは活発に活動を行い本組合の強みであるつなぐを取り戻していきたいと考えています。  
労働組合の果たすべき、資金や労働条件、職場環境の改善を目指して当局と交渉を重ねていくことはもちろんですが、多様化する組合員のニーズに応えられるよう、しっかりと声を受け止めながら、勤務事業に積極的に取り組んでいきます。  
また、自治労連加盟単組とこれまで以上に交流を重ね、情報を収集しながら、組織の維持・拡大を図っていきます。  
本組合のスタンスである「是々非々」を葆ちながら、荒尾市の発展のために専念する労働組合を構築するため、着実に歩みを進めていく1年にしたいと考えています。

上図の様に掲載しています！  
(荒尾市役所新職員組合様の紹介ページより)



加盟単組紹介ページへアクセスできます！

URL

<https://jichirouren.kuron.jp/加盟単組紹介/>

## 森顧問 連載第2回 「法的なものの考え方」

前回に続き、どの自治体でも課題となっている事柄を取り上げて、連載します。前回でも述べましたが、自治体職員が持つべき、「法的なものの考え方」は、多くの人が見落としている人や場所を照らすことができます。また、それが、自治体職員の社会における役割でもあります。今回は、「民間との違い」について焦点を当ててみます。



### 法的なものの考え方②民間との違い～自治体職員（みなさん）だからできること～

X市立高校の大通りに面した校舎の壁に、巨大で派手な色のパネルが掲げられています。そこには、いろいろな大学の名称が、いわゆる「偏差値」に比例した大ききで書かれています。難関といわれる大学名は、「どうだ!」と言わんばかりに大きく表示されているのです。

校長と教頭、そして進路指導の教諭は、桜吹雪の中で、並んで満足げにそのパネルを眺めています。「今年度は昨年度より、ずっと良い結果だった。」という趣旨の会話を笑顔で交わしています。大きな文字が増えたからでしょう。パネルの大ききは昨年度と変わっていません。ということは、いくつかの大学名が小さくなった、あるいは、掲載されなくなったはずで

そこに、地元の中小企業に就職が決まったB君がやってきました。彼が、パネルを指さして、3人に尋ねます。「ぼくは、3年間、この学校で一生懸命勉強してきました。でも、この学校は、ぼくのことを、有名大学に合格したZ君のように誇りに思ってくれないのですか?その理由は何ですか?」

昨年まではこの高校では、パネルを3枚掲げていました。それぞれのパネルには、「国公立大学」、「私立大学」、「企業や官公庁」の名称が書かれていました。有名大学も、地元の有限会社も、同じ大ききの文字で。

「どこに進学した生徒もどこに就職した生徒もみんなわが校の誇りです。みんな、3年間、がんばりました!」と。

ところが、今の校長が転任してきた今年度から「学校経営のために、もっと、積極的に『実績』をPRすべきだ。」という指示によってこうなったのです。おそらく、どこかの私学の真似をしたのでしょう。

民間ではできない、自治体だからこその、自治体がやらなければ誰もできない、しごとやしごとのやり方があります。それは、変えるべきではありません。もちろん、そのしごとやしごとのやり方が、いわゆる「お役所しごと」であろうはずありません。法的なしごとのしかた、つまりは、「法務」なのです。

昨年度までの「3枚のパネル」は、「生徒一人ひとりを大切にする。」、「偏見（ここでは偏差値）によらずに、生徒を評価する。」というこの学校や学校の設置者である自治体の教育方針を表していたのです。

B君の問いに校長たちは何と答えたのでしょうか。

### 自治労連オープンチャットに参加しませんか?

自治労連 LINE オープンチャットでは、自治労連の活動や事業などといった情報を随時お知らせしています!

まだ参加されていない人は、LINE オープンチャットへのご参加、ぜひよろしくお祈いします!



自治労連オープンチャット